

元の生活を返せ訴訟 第37回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第37回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第37回口頭弁論：9月10日（火）9：50から

同時開催：第37回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2019年9月10日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義

これまで，1月，3月，5月，7月と原告本人尋問を実施してきました。

その尋問の内容は，これまで訴訟に関わってきた弁護団にとっても驚くべき内容でした。事故直後のいわき市民の恐怖はもちろん，その後の，現在まで続く影響を明らかにしてくれました。

今回の期日においても，3人の原告の尋問を予定しています。事故直後から現在まで続く，いわき市の被害の実情がより明らかになっていくはずです。

第2 第37回口頭弁論の概要

1 原告

（原告本人尋問）

3人の原告本人尋問を予定しています。その各原告の概要について説明します。

① S. M（男性）

Sさんは，元小学校教員で，原発事故当時いわき市の労働組合活動に従事していました。事故直後に富岡町の親戚とともに東京に避難しましたが，ボランティア活動をしている仲間の存在を知り，自分だけ安全なところにいるわけにはいかないと感じて，3月23日にはいわき市に戻りました。その後，様々な支援活動を行ってきました。

放射線・放射能に関する考え方は人それぞれで，自らの考えを公にすることもできず，考えの違いから軋轢も生じていました。

Sさん個人としても，以前のように孫をいわきに呼ぶこともできず，いわき産・福島産のものを友人などに送ることを躊躇してしまっています。趣味の登山もできず，被害は今も続いています。

② E. R（女性）

Eさんは、保育士の資格を持ち、原発事故直後の時期まで、いわき市内の幼稚園教諭として、長年にわたり子ども達の保育に携わってきました。

保育士としての経験や勉強会で蓄積した知識から、Eさんは、子ども達の健全な発育のためには、外遊びや畑作業が重要であることを確信していました。外遊びや畑作業は、身体や運動神経の発育だけでなく、人間関係を学ぶ場としてとても重要なのです。ところが、放射性物質の汚染によって、これまでは大いに外遊びするよう励行されていた指導方針が、「あれはダメ」「これもダメ」と180度変わってしまったため、Eさんは、子ども達の発育に多大な悪影響が生じ得ることを強く懸念しています。

また、Eさんは、いわき市を含む福島県全体について、「世間から取り残されている」「県民間の対立が生じている」と感じており、人とのつながりという目に見えない損害を実感しています。

③ S. N (男性)

Sさんは、いわき市四ツ倉で生まれ、本件事故当時は、主に保険代理店で仕事を行っていました。本件事故により、避難をしたいと考えましたが、保険代理店での仕事の責任感、同居していた長男の仕事がようやく決まったことなどから避難をすることが出来ませんでした。

事故直後は、水がなく長男が地元の人に教えてもらったという小川の水を汲んできて、それを飲み水も含む生活用水として数日間利用しました。しかし、その後のいわき市の放射能の汚染などの情報から、小川の水を摂取したことも含む被爆の不安が増してしまいました。その不安を少しでもやわらげたいと、わらにもすがる気持ちで連日連夜保安院の担当窓口で電話をかけ続けました。それほどまでに、Sさんは放射能の恐怖に苛まれていたのです。

現在でも、事故直後に水を飲んでしまったことに対する不安・後悔などは大きく、窓を開けておけない、野菜などの産地を気にせざるをえないなど、自由を制限された生活を余儀なくされています。

2 東電

・責任論に関する回答書

※裁判所の求釈明に応じ、被告東電の予見可能性及び結果回避可能性に関する説明です。

3 国

・国第28準備書面（結果回避可能性に係る主張立証責任の所在について）

4 第37回口頭弁論の進行

上記原告の①から③の順番で原告本人尋問が実際されます。

5 次回第38回法廷

2019年11月20日（水）

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前9時50分を予

定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

2, 原告の内訳

子ども1（本件事故当時，0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊婦（本件事故当時，妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後，被告らが，福島県いわき市全域において，空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い，かつ，福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで，毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は，本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円，それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお，これらは全て，発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以上